共済加入者のためにも、一日も早い制度の原状復帰を

10月7日の共済の今日と未来を考える懇話会の国会内集会では、各団体の参加者から、「加入者が制度の継続を待ち望んでおり、一日も早い原状復帰を」との訴えが相次ぎました。以下その要旨です。

兵庫県知的障害者互助会 福田和臣氏

知的障害者は、病気で入院する際は、付き添いを付けたり、差額ベッドの病室利用をせざるを得ないことが多い。そうした場合の備えとして、仲間同士助け合うため互助制度を運営してきた。国の医療制度の不備を自分たち自身の手で補っている。この事実を訴えたい。保険業法の改定



により、制度の運営が困難になり、困っている。私たちの共済をつぶすというのであれば、 完全看護、付き添いがいらないような医療制度を完備した上で、「自主的な努力はもういい ですよ」というのが筋だと思う。再開のためにご尽力をお願いしたい。

全国市町村職員互助団体連絡協議会 三浦清治氏



互助制度は、公的な制度に頼らず、会員同士が支え合ってきたものだ。 それぞれの団体が十分考えて健全に運営しているものを、立ちゆかなく してしまったことは、立法府の大きな誤りである。国会議員の方々には、 そのことを十分認識して、まじめにやっている共済事業は適用除外にす べきではないか。少なくとも継続審議になっている法案は早期に成立さ せていただきたい。

全国教職員互助団体協議会 仙田隆宜氏

私たちも、教職員の互助の制度として、病気などに対する見舞金、 亡くなった際の弔慰金、結婚祝い金などを給付する制度を運営してい る。誰が見ても、業として行なっているのでないことは明らかだ。悪 いものを取り締まるはずの法律が、善意で行っている助け合いの共済 を網にかけて同じように取り締まるとは、いったい政治はどうなって



いるのかと不安を感じる。また、助け合いの共済に対して、保険と同様にみなして、保険 数理といわれても、とても対応できない。法案の成立も必要だが、実態にあった政省令で の対応を求める。

神奈川県経営者福祉振興財団 大植正一氏

神奈川県内の中小企業・個人を対象に、共済事業として各種保障、お祝い金などを出している。今回の法律の再改正で、私たちの共済が今までどおり実施できるのか疑問がある。私たちはコストをかけずに共済を運営している。保険の中に取り込まれることによって新たな費用負担が発生する。それが加入者に転嫁される



ことは避けたい。政省令の中で、今までどおり共済が運営できることを強く望んでいる。